

松島町公式キャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、町が定めたキャラクターの基本デザイン(別図)及びこれを展開するものをいう。

(キャラクターの権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に帰属する。

(使用承認の申請)

第4条 キャラクターの使用を希望する者(以下「使用申請者」という。)は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合及び町が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、使用する日の1月前までに松島町公式キャラクター使用承認申請書(様式第1号)を提出し、承認を受けなければならない。ただし、町長が認めたときはこの限りではない。

2 前項の申請に要する費用は、使用申請者が負担するものとする。

(資格要件)

第5条 使用申請者が、次のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同上第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用承認等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

(1) 町及びキャラクターのイメージや品位を傷つけるおそれがあるとき。

(2) 法令及び公序良俗に反するとき。

(3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認していると誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。

(4) 不当な利益を得るために利用し又はそのおそれがあるとき。

(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し又はそのおそれがあるとき。

(6) その他町長が使用について不適当と認めたとき。

2 町長は、キャラクターの使用を承認するときは、承認番号を付して松島町公式キャラクター使用承認通知書（様式第2号）を、承認しないときは、松島町公式キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）を申請者に送付し、通知するものとする。

3 使用申請者は、キャラクターを使用した商品等の完成見本を、速やかに、町長へ提出し、確認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、完成予定の画像等の提出をもって代えることができる。

4 町長は、キャラクターの使用を承認するに当たり、必要な条件を付すことができる。

（使用期間）

第7条 キャラクターの使用期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要に応じて使用期間を調整することができる。

2 前項の使用期間終了後、引き続きキャラクターを使用しようとする者は、改めて第4条の申請を行い、町長の承認を受けなければならない。

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、当分の間、無償とする。

（承認の取消等）

第9条 町長は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消することができる。

(1) 使用者がこの要綱に違反したとき。

(2) 使用者が第6条第4項の条件に違反したとき。

(3) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) その他町長が承認を取消す必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（承認事項の変更）

第10条 使用者が、使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ松島町公式キャラクター使用承認変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理した場合はその内容を審査し、変更を承認するときは松島町公式キャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）を、承認しないときは松島町公式キャラクター使用変更不承認通知書（様式第6号）を

それぞれ交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) キャラクターを使用した商品等の製作においては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (3) キャラクターを使用した商品等には、原則として承認番号を明示するものとする。

2 キャラクターを使用した商品等に起因する事故等に対して、町は一切の責任を負わない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用実績の報告)

第13条 町長は、使用者に対してキャラクターの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第14条 町長は、キャラクターの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月24日から施行する。

別図（第2条関係）

